

臨時司法制度調査会の意見の実施状況
(特に裁判所に関わるものを中心に)

	臨司の意見の概要	臨司意見後に実施された措置
7 裁判手続	①裁判手続の合理化 ②特殊事件の集約的処理 ③簡易裁判所の事物管轄の拡張 ④司法委員制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行官法の制定(昭和41年) ・ 民事・家事調停制度の充実強化(昭和49年～) ・ 民事執行法の制定(昭和54年) ・ 民事保全法の制定(平成元年) ・ 民事訴訟法の改正(平成8年) ・ 専門部(知的財産権部・行政部・手形部・商事部・保全部・労働部・破産部・執行部・交通部・調停部・令状部・租税部・遺産分割部)の設置拡充(昭和39年～) ・ 知的財産権事件の競合管轄による集約的処理の開始(平成10年) ・ 簡易裁判所の事物管轄の拡張(昭和45年・昭和57年) ・ 司法委員制度の改善活用
8 その他	①司法行政一般 ②裁判・検察事務の近代化 ③裁判所・検察庁職員の執務体制の整備改善 ④裁判官及び検察官の宿舍の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所施設等の整備充実

(注) 臨司意見書に掲げられたその他の事項

- 弁護士制度
 - ・ 弁護士の大都市偏在化の是正
 - ・ 弁護士活動の共同化の推進
 - ・ 弁護士倫理確立への措置
 - ・ 弁護士会の機構の充実
 - ・ 弁護士の紛争予防活動の強化

- 検察官制度
 - ・ 検察官の職務活動の充実強化
 - ・ 副検事制度の改善